

山梨県公報

第三百三十六号

令和四年

十二月一日

木曜日

目次

○道路の区域変更(三件)……………六一五

公 告

○令和四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………六一六

監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況……………六一六

告 示

山梨県告示第二百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府中央右左口線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
中央市浅利字戸尻二〇八番五地先から 中央市浅利字東河原三五二番二地先まで	旧 二四・〇	五二・七	五六・二
	新 二四・〇		五六・二

山梨県告示第二百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 韮崎南アルプス中央線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
中央市浅利字戸尻二〇八番五地先から 中央市浅利字東河原三五二番二地先まで	旧 二四・〇	五二・七	五六・二
	新 二四・〇	五二・七	五六・二

山梨県告示第二百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

五二・七

区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
中央市浅利字東河原三五六八番一地从先から 中央市浅利字戸尻一六四七番二地先まで	新	旧	
	一七・八〇 三九・三	一七・八〇 三九・三	一六・二

公 告

● 令和四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、
 令和四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第
 二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のと
 おり公表する。

令和四年十二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林 甲府地区土砂流出防備保安林 甲府地区保健保安林 笛吹川水源かん養保安林 笛吹川土砂流出防備保安林 笛吹川干害防備保安林 鰍沢地区水源かん養保安林 鰍沢地区土砂流出防備保安林 鰍沢地区干害防備保安林 鰍沢地区保健保安林 韮崎地区水源かん養保安林	一、五三九・五六ヘクタール 一四三・九二ヘクタール 三・三六ヘクタール 一、一二〇・八四ヘクタール 一〇七・二五ヘクタール 〇・七二ヘクタール 一、六四五・三〇ヘクタール 一五四・六八ヘクタール 六・二六ヘクタール 一一・五六ヘクタール 一、〇九〇・八〇ヘクタール

監 査 委 員

韮崎地区土砂流出防備保安林
 多摩川上流水源かん養保安林
 多摩川上流土砂流出防備保安林
 相模川中流水源かん養保安林
 相模川中流土砂流出防備保安林
 相模川上流水源かん養保安林
 相模川上流土砂流出防備保安林

五四五・八三ヘクタール
 七二三・二六ヘクタール
 一七・四一ヘクタール
 一、〇四六・〇九ヘクタール
 一四〇・七八ヘクタール
 一二七・八〇ヘクタール
 一七〇・九九ヘクタール

山梨県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定に
 より、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について山梨県知事から通知が
 あつたので、次のとおり公表する。

令和四年十二月一日

山梨県監査委員 中澤 和樹
 同 小泉 久司
 同 土橋 亨
 同 水岸 富美男

- 1 監査対象事項
農政部の財務に関する事務の執行及び出資法人に係る出納その他の事務の執行について
- 2 監査の結果に関する報告の公表
令和4年4月28日付け山梨県公報号外第23号
- 3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>3.1. やまなし農業基本計画 3.1.1. 農業計画全体について 農政総務課 No.01 やまなし農業基本計画のモニタリング調査について (意見事項)</p> <p>やまなし農業基本計画のモニタリング調査において、具体的な施策ごとに「進捗状況調査」により、施策・事業の取り組み及び次年度の取り組み計画を調査し取りまとめられているが、事業の中には、予定事業量(達成率等)を定めているものがあるため、その予定事業量(達成率)と実績値とを比較する形で取りまとめ、実績結果(実績事業量や達成率など)を踏まえた上で、次年度への取り組み計画をより積極的に反映されるよう希望する。</p>	<p>令和4年度の「進捗状況調査」において、予定事業量を定めている事業については、実績値(達成率)を示してそれを踏まえて次期やまなし農業基本計画に反映していくこととした。</p>
<p>農政総務課 No.02 やまなし農業基本計画の成果指標について (意見事項)</p> <p>やまなし農業基本計画の成果指標は、25の主な施策ごとに設定されているが、そのうち定量目標である36の成果指標において、単一の事業に係わる成果指標が6つある。主な施策は、複数の具体的な施策及び多数の事業から構成されているので、単一の事業に係わる成果指標よりも、多数の事業に係る成果指標の方が、計画の有効性が高まると判断される。成果指標を設定する「施策」のレベルを定め、また、「施策」に予定する複数の「事業」と関連を有する成果指標を設定することを要望する。</p>	<p>次期やまなし農業計画策定にあたり「施策」達成に向けた複数の「事業」と関連を有する成果指標の設定を検討していくこととした。</p>
<p>3.2. やまなし農業基本計画を中心とした事業 3.2.1. 畜産総合対策推進指導事業費 畜産課 No.03 事業の効果を最大化について (意見事項)</p> <p>畜産総合対策推進指導事業費については、(公財)山梨県畜産協会へ業務委託を行い、畜産農家に対し専門家を派遣して経営指導や生産技術の指導等を実施しているが、事業の効果を評価し、</p>	<p>実施要綱に基づき畜産農家のレベルや実態などに応じて指導等を行っている。さらに事業成果の最大化を図るため、令和4年度からは具体的な成果目標を定めて農家の指</p>

指摘事項及び意見事項 (要旨)
最大化していくためには、業種ごとに経営状況や技術力といった視点で農家を評価した上で、改善が必要な農家を特定し、具体的な成果目標を定めて指導を行うことを要望する。

3.2.2. 食肉流通センター施設整備事業費補助金
畜産課
No.04 補助金の交付方法等の見直しについて (意見事項)

食肉流通センター施設整備事業費補助金については、(株)山梨県食肉流通センターの施設整備に対する補助金交付事業となるが、株式会社への補助金交付は、株式価値の増加を通じて株主の利益の増加となる。特定の株式会社への補助金の交付にあたっては、特定の株主の利益とならないよう、補助金の交付方法、法人格の種類、株主構成について見直しを行うべきことを要望する。

3.2.6. 果樹助品種等種苗供給対策事業費
果樹・6次産業振興課
No.05 事業の実施方法の変更について (意見事項)

果樹助品種等種苗供給対策事業費は、山梨県の果樹ブランド力強化等を図るため、果樹産物奨励品種指定規程に位置付けられている品種のうち、種苗業者による生産量では需要に対して不足している種苗の生産に対して補助を行っているが、苗木の品質向上等により収益が発生するものの、販売収益は返還が義務付けられており、生産性を高めると行ったインセンティブが働かない現在の実施方法について、補助金交付から委託契約への変更を検討するよう要望する。

3.2.7. やまなし就農魅力発信事業
担い手・農地対策課
No.06 具体的な成果目標の設定について (意見事項)

やまなし就農魅力発信事業については、山梨県への就農の魅力を総合的に発信することで就農希望者を呼び起こすため、各種イベントやHPによる情報発信を行う事業であるが、啓発的であることから客観的な成果指標の設定を行っていない、本事業の目的の本質は、やまなし農業基本計画の達成が効果的かつ効率的に行われることであり、具体的な成果目標を設定し、やまなし農業基本計画の目標の達成をより効果的かつ効率的に行われるよう要望する。

講じた措置 (又は今後の方針等)

薄を行うなど、畜産農家全体の底上げに努めていく。

センターへの補助の考え方について平成24年度に整理した経緯があるが、果樹欠損が解消し経営が健全化した際には特定の株主の利益とならない補助金の交付方法などについて検討する。

農業振興公社の公益事業として、計画的に苗木生産を実施しているため、委託契約への変更により生産性の向上を図ることは難しいが、種苗業者の生産基盤の脆弱化により、果樹苗木供給が不安定となっているため、県や農協、農業振興公社等の各関係機関で連携し、安定的な苗木生産体制の構築を令和4年度に検討することとした。

ホームページの閲覧数や、当事業のイベント参加をきっかけに就農相談、研修への申込み等につながった人数など、具体的な指標を検討し、次期計画策定時に反映していくこととした。

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>3.2.8. 農地中間管理推進事業 担い手・農地対策課 No.07 補助金交付要綱の消費税の返還に関する規定違反について (指摘事項) 農地中間管理推進事業については、農業の担い手への農地集積を促進し、農地集積率を引き上げるため、事業推進体制を構築し、制度の周知・啓発を行うとともに、農地中間管理機構への支援を行っているが、山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の消費税返還に関する規程について、消費税返還の有無を問わず報告を要するとされているにもかかわらず、その報告が行われていない。補助金交付要綱にしたがって適切な事務の執行をされたい。</p>	<p>補助金交付要綱に定める消費税にかかる県への報告については、令和元年度分から消費税仕入控除税額報告書を適正に受理し是正した。引き継ぎ、複数によるチェックを徹底していく。</p>
<p>3.2.9. 農産物流通販売強化対策事業 販売・輸出支援課 No.08 事業の目標設定について (意見事項) 農産物流通販売強化対策事業については、山梨県農産物流通販売強化対策協議会が東京都中央卸売市場大田市場内に設置している、県農産物インフォメーションセンター等に対する補助金事業であるが、本事業が行っている情報収集やPR活動と具体的目標である国内市場における県産果実の販売額や海外果実輸出額の増加が直結するわけではないため、事業効果の測定が困難である。より効果的な事業を行うため、事業に直結した目標設定を行うことを要望する。</p>	<p>事業評価指標としてより適切な数値目標の設定について、令和4年度より検討し早期の設定を目指していく。</p>
<p>販売・輸出支援課 No.09 補助金要綱の消費税部分の返還に関する規定について (意見事項) 農産物流通販売強化対策事業に係る農産物流通販売強化対策事業費補助金交付要綱には消費税部分の返還に関する規程が存在しない。対象が課税事業者であることを想定していない場合でも、適切な補助金の運用を担保するため、当該規程を追加することを要望する。</p>	<p>要綱を改正し、消費税部分の返還に関する規程を追加した。</p>
<p>3.2.10. 農産物ブランド化支援事業 販売・輸出支援課 No.10 効果的かつ効率的な事業予算の配分について (意見事項) 農産物ブランド化支援事業については、山梨県農産物流通販売強化対策協議会が行う市場や小売店等へ向けた販売促進活動及びPR活動に対する補助であるが、平成15年から令和2年までの間</p>	<p>時代の変化も踏まえ、事業を効果的かつ効率的に実施するため、引き続き適切な予算額の計上に努めていく。</p>
<p>指摘事項及び意見事項 (要旨) の予算額が同額で維持されており、予算の有効性および効率性の検討がなされていない。時代の変化に合わせてより事業を効果的かつ効率的に行うことが出来るような予算額を検討することを要望する。</p>	<p>要綱を改正し、消費税部分の返還に関する規程を追加した。</p>
<p>販売・輸出支援課 No.11 補助金要綱の消費税部分の返還に関する規定について (意見事項) 農産物ブランド化支援事業に係る農産物ブランド化支援事業費補助金交付要綱には消費税部分の返還に関する規程が存在しない。対象が課税事業者であることを想定していない場合でも、適切な補助金の運用を担保するため当該規程を追加することを要望する。</p>	<p>事業者毎に専門家による指導内容や指導に基づいた取り組みの進捗状況及び課題等を整理した。令和4年度から関係者で情報共有を図り、6次産業化に取り組む事業者に対する指導アイテムとして活用していく。</p>
<p>3.2.13. やまなし6次産業強化促進事業費 果樹・6次産業振興課 No.12 事業の情報共有データベースの構築運用について (意見事項) やまなし6次産業強化促進事業費については、6次産業化を目指す事業者等に対し、専門家による加工品開発の支援等を行っているが、売上高1,000万円以上の加工品開発を目指す事業者の1,000万円売り上げ実現までの進捗状況について担当課内でデータベース化し情報共有されていない。事業者に係る進捗状況等(開発品目、現在までの売上高の推移、過去の専門家助言内容とこれらに対し事業者が実施した施策内容及びその結果など)を課内で情報共有できるデータベースを構築運用し、効果的な助言ができるよう行うことを要望する。</p>	<p>事業者から書面による売上額の申告資料の提出を求めたこととした。</p>
<p>果樹・6次産業振興課 No.13 やまなし6次産業強化推進事業における加工品の現状の売上高の把握について (意見事項) やまなし6次産業強化促進事業費について、売上高1,000万円以上の加工品開発を目指す事業者の対象加工品の売上高を把握する際に、原則として電話等での聞き取りのみで行っているが、実際には1,000万円以上の売上となる加工品目が把握された場合、やまなし農業基本計画の一つの重要施策の成否に影響を与えるものであることから、売上金額について客観性を確保すべきである。少なくとも実際に1,000万円を超過した際には、何らかの裏付けとなる資料の提出を求めるよう要望する。</p>	<p>事業者毎に専門家による指導内容や指導に基づいた取り組みの進捗状況及び課題等を整理した。令和4年度から関係者で情報共有を図り、6次産業化に取り組む事業者に対する指導アイテムとして活用していく。</p>

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>3.2.15. 醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費 果樹・6次産業振興課 No.14 補助金交付要綱に基づく財産処分等の確認について (意見事項)</p> <p>醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費については、醸造用甲州種の規模拡大を図る生産者に対し、補助等を行っているが、醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付要綱第12条第1項において、交付金支給により、資産を取得した事業者は、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けず処分等してはならないと規定され、同条第2項において処分等を行う場合、申請書により知事の承認を受ける必要があると規定されている。果として、交付要綱に基づく取得財産等の状況(処分等をしていないか)を直接確認する仕組みは設けておらず、基本的に事業者からの報告を受けることとしているが、事業者による同条に該当する財産処分等の有無を確認するために、果が農場等に定期的に視察を行うなど、果が直接確認するようなモニタリングの仕組みを整備・運用することを要望する。</p> <p>3.2.18. 6次産業化ネットワーク活動支援事業費 果樹・6次産業振興課 No.15 補助金交付要綱に基づく財産処分等の確認について (意見事項)</p> <p>6次産業化ネットワーク活動支援事業費に係る6次産業化ネットワーク活動支援事業費補助金交付要綱第13条第3項において、助成金の交付を受けた市町村長は、財産処分制限期間を経過するまで、取得財産等を知事の承認を受けず処分等してはならないと規定され、同条第4項において処分等を行う場合、申請書により知事の承認を受ける必要があると規定されている。果として、取得財産等の状況(処分等をしていないか)を直接確認する仕組みは設けておらず、基本的に事業者からの報告を受けることとなっているが、事業者による同条に該当する財産処分等の有無を確認するために、果が農場等に定期的に視察を行うなど、果が直接確認するようなモニタリングの仕組みを整備・運用することを要望する。</p> <p>3.2.19. 就農支援センター事業費補助金 担い手・農地対策課 No.16 事業の効率性の検証について (意見事項) 就農支援センター事業費補助金については、山</p>	<p>果担当者が定期的に現地へ出向き整備した施設の使用状況を確認するとともに、確認した結果については記録・保存して事業が適切かつ効果的に実施されているかの検証に活用することとした。</p> <p>果担当者が市町村職員と定期的に現地へ出向き整備した施設の使用状況を確認するとともに、確認した結果については記録・保存して事業が適切かつ効果的に実施されているかの検証に活用することとした。</p> <p>相談者へのアンケート等、事業の効果を</p>

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>3.2.20. 農業次世代人材投資資金交付事業費 担い手・農地対策課 No.17 事業のモニタリングの充実について (意見事項)</p> <p>農業次世代人材投資資金交付事業費については、次世代を担う農業者になることを志向する者に対し、就農前の研修段階(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の経営確立に資する生活資金の交付等を行っているが、研修生の現場作業等に関して、熱中症等の傷害リスクがあることから、所管課においても、傷害保険適用事業発生に対処するため、予防とモニタリングを充実することを要望する。</p> <p>3.2.21. やまなしあぐりゼミナール設置事業費補助金 担い手・農地対策課 No.18 畜産業の新規就農希望者の技術研修体制整備について (意見事項)</p> <p>やまなしあぐりゼミナール設置事業費補助金については、(公財)山梨県農業振興公社が行う新規就農者を確保するため、就農に必要な基礎的な技術や知識が不足する者を対象とした研修事業に対し、補助等を行っているが、研修を受け入れる畜産農家のアグリワスターは0件であり、畜産業の新規就農希望者が準備型の要件を満たすために必要な技術研修を受けられる体制整備を要望する。</p> <p>担い手・農地対策課 No.19 セミナール事業の実施報告について (意見事項)</p> <p>やまなしあぐりゼミナール設置事業費補助金に係る実績報告書に添付される収支決算書において、予算超過のため実際の経費額と予算額が同額となっており、補助対象先でこの事業に費やしたコストを認識できない、事業の補助効果の把握と予算策定に有用な情報として、ゼミナール事業</p>	<p>検証する方法及び項目を検討し、令和5年度の事業の改善・見直し等に取り入れていくこととした。</p> <p>研修中に事故等が発生した場合には、果への報告を義務づけるとともに、研修生への巡回指導時のヒアリングや、研修受入農家に対する指導の際に、作業中の事故防止や熱中症対策の注意喚起を行うこととした。</p> <p>アグリワスターの認定制度は研修希望者がいることが前提であることから、畜産業の研修希望があった場合には、速やかに畜産農家のアグリワスターを認定し研修生を受け入れられる体制を継続して整えていく。なお、令和4年度は畜産業の研修希望者がおり、受入畜産農家を認定した。</p> <p>当該事業における実際の事業経費について、実施報告時に報告を受けることとした。</p>

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)	指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>おける実際の事業経費を実施報告書において報告を受ける体制の構築を要望する。</p>		<p>農業委員会ネットワーク機構補助金について、機械の実績報告書記載の人工費の金額が実際と異なっていた。要綱上の補助率の範囲内に収まっているが、所管課として実際の補助対象経費がいくらであったか、機構に対するモニタリングを強化する体制を整えることを要望する。</p>	<p>実績報告を受け受理する際に、補助対象経費が適正に報告されているか実地検査し、モニタリングを強化する体制を整えた。</p>
<p>3.2.22. 果樹王国やまなし就農支援事業費補助金 担い手・農地対策課 No.20 農家子弟の一層の規模拡大について (意見事項) 果樹王国やまなし就農支援事業費補助金については、親族の農業経営体に就農した農家子弟が規模拡大する際に必要な農業機械等をリースする際のリース料の一部について、補助等を行っているが、資金繰りに余裕がある取組主体の場合、購入した方がトータルコストを低く抑えられる可能性もあることから、リース型のみではなく購入型の導入も検討し、有用な事業とすることを要望する。</p>	<p>購入型他の補助事業の要望及び執行状況等を確認した上で、購入型の導入を令和5年度当初予算で検討することとした。</p>	<p>3.2.25. 鳥獣被害防止総合対策事業費 農業技術課 No.24 事業実施状況報告書に添付すべき書類の明示について (意見事項) 鳥獣被害防止総合対策事業費については、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画における取組に要する経費に対し、補助等を行っているが、実績報告書に添付すべき帳簿等が「支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写真」と記載され、「帳簿等」が何を示すか明らかになっていない。提出すべき帳簿等を明示することで、不足する帳簿等がなくなり、また、不足があってもルールに従って取換えられるため、円滑な事務運営が可能になると考えられることから、補助金交付の際の事業実施状況報告書に添付すべき帳簿等を明示することを要望する。</p>	<p>令和4年度に「山梨県鳥獣被害防止総合対策事業実施要領」を改正し、事業実施報告書の提出の際に提出すべき書類を「領収書、請求書、納品書及び支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写真」と明示した。</p>
<p>3.2.23. 農業委員会ネットワーク機構補助金 担い手・農地対策課 No.21 国庫負担経費の財源確保について (意見事項) 農業委員会ネットワーク機構補助金については、農業委員会ネットワーク機構として県より指定を受けている団体が行う法令で規定された事業に要する経費の一部について、補助等を行っているが、国で負担すべき経費の不足分を県費で補填する形が続いている。国庫負担経費は、国庫財源を十分に確保し、その財源の範囲内で補助額とするよう要望する。県費により不足額を補填するべきものではないと考える。</p>	<p>他県の状態も確認しながら、県農業会議と連携し、十分な予算措置をするよう令和4年度中に国に要望していくこととした。</p>	<p>3.2.26. ニホンジカ有効活用推進事業費 販売・輸出支援課 No.25 やまなしジビエフェアについて (意見事項) ニホンジカ有効活用推進事業費については、捕獲ジカを地域資源として有効活用し、地域活性化を図るため、やまなしジビエフェアの開催等を行っているが、やまなしジビエフェアにおいて配布しているパンフレットやチラシの効果を確認していない。配布しているパンフレットやチラシの事業目的に対する費用対効果を測定し、より効果的なPRにつなげることを要望する。</p>	<p>令和4年度事業の実施に際して、アンケート調査を実施し費用対効果を測定していく。</p>
<p>担い手・農地対策課 No.22 国庫負担経費に含めて補助額算定根拠について (意見事項) 農業委員会ネットワーク機構補助金については、退職給付積立金は人件費であり、業務の対価の後払いの性質を有するものであるため、国庫負担職員退職給付積立金は、本来、国費で負担すべき経費である。国庫負担職員の退職給付積立金については、給与や法定福利費と同様に国庫負担経費に含めて補助額算定の根拠とすることが合理的と考え、改善を要望する。</p>	<p>国庫負担の対象の職員にかかる退職給付積立金について、給与や法定福利費と同様に補助金対象経費とするよう令和4年度中に国に要望していくこととした。</p>	<p>3.2.27. 環境にやさしい生産方式実証・普及費 農業技術課 No.26 金条の管理体制について (指摘事項) 環境にやさしい生産方式実証・普及費については、環境保全を重視した持続性の高い農業生産方式の普及・定着を図るため、エコファーマーの取得支援や農家へのモニタリング調査等を実施し、化学肥料等の使用低減を推進しているが、モニタリング調査の対象者へ渡す報償物品 (商品券) について、辞退者の補充ができず6戸分に相当する商品券の引渡ができず、担当所属に保管さ</p>	<p>令和3年度から各農務事務所にてモニタリング対象者からの実績に基づき報償物品 (商品券) を購入することを徹底し、購入後直ちに払い出すこととした。また、モニタリング調査実施中は、協力者を訪問するなど調査の進捗を把握するとともに、協力者が辞退した場合は、速やかに他の農家に協力を依頼し対象者を確保するよう令和4年3</p>
<p>担い手・農地対策課 No.23 農業委員会ネットワーク機構に対するモニタリングを強化について (意見事項)</p>			